

○南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例

令和4年12月12日条例第23号

南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、町内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心並びに地域社会との調和を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置するもの又は送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業者 町の区域において太陽光発電設備設置事業（以下「設置事業」という。）を計画し、当該太陽光発電設備を設置し、又は用いる事業を行い、太陽光発電設備を管理する者をいう。
- (3) 事業区域 設置事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域の一部若しくは全部を含む行政区又はこれらの行政区と同程度の生活環境等の影響を懸念される行政区の土地所有者等及び居住者等をいう。
- (6) 山林 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の規定による土地登記簿上の地目が山林又は保安林であるものをいう。

(適用範囲)

**第3条** この条例の規定は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上（既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が3,000平方メートル以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備に適用する。ただし、事業区域に山林を含む場合の面積は、2,000平方メートル以上とする。

(町の責務)

**第4条** 町長は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、

そのために必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、この条例及び関係法令を遵守し、災害の防止、環境の保全等に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し、良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域により起因する第三者への危害が及ばないよう万全な管理及び災害の防止対策を講じなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備に係る災害等が発生したとき又は地域住民等からの苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について、町長が規則で定める事項を遵守しなければならない。

5 事業者は、あらかじめ地域住民等に対し、計画している太陽光発電設備の設置(増設を含む。)及び運用について説明を行い、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

6 事業者は、太陽光発電設備の設置事業及び発電事業の終了後の措置に充てる費用について規則で定めるところにより、計画的に積立てを行わなければならない。なお、事業者は、太陽光発電設備の災害時の措置に充てる費用について損害保険に加入しなければならない。

(町民の協力)

**第6条** 町民は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例に規定する手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(規制区域)

**第7条** 事業者は、次に掲げる区域(以下「規制区域」という。)においては、太陽光発電設備の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域
- (2) 自然災害の発生が危惧される区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (4) 良好な景観及び住環境を保全する必要がある区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に規制が必要と判断した区域

2 規制区域は、規則で定める。

(事業概要の届出)

**第8条** 第12条の規定による申請をしようとする事業者は、事業計画を定める前に、規則で定める

ところにより、当該設置事業の概要について町長に届け出なければならない。

(説明会等の実施及び意見の申出等)

**第9条** 事業者は、第11条の規定による事前協議を行う前に、あらかじめ地域住民等に対し、当該設置事業に関する説明会等を実施しなければならない。

2 事業者は、地域住民等から事業計画に対する意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の説明会等の際にこれを周知しなければならない。

3 事業者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。

4 事業者は、前項の意見の申出があったときは、協議を行い、規則で定めるところにより、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

5 事業者は、設置事業に着手しようとする前に当該設置事業が完了する日まで、設置事業に関する内容(変更内容を含む。)を記載した看板を事業区域内に設置しなければならない。

(協定の締結)

**第10条** 事業者は、地域住民等に対する説明会等終了後、地域住民等及び町から協定を求められたときは、当該設置事業に係る計画に関する協定を締結しなければならない。

2 町長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者及び地域住民等に対し必要な助言を行うことができる。

(事前協議)

**第11条** 事業者は、次条の規定による許可申請を行う前に、規則で定めるところにより、事業計画について町長と協議をしなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 事業区域の位置、面積及び想定発電出力

(3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法

(4) 現場管理者の氏名及び住所

(5) 次条の規定による設置工事の着手予定日及び完了予定日

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業の許可申請)

**第12条** 事業者は、設置事業に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、事業計画を定め、規則で定める申請書に事業計画その他規則で定める書類を添えて町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

（許可の基準等）

**第13条** 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の事業計画が次に掲げる事項について、規則で定める基準に全て適合するものであると認めるときは、許可するものとする。

- （1） 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項
- （2） 事業区域及びその周辺地域における災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護等に関する事項
- （3） 太陽光発電設備の設計及び施工方法に関する事項
- （4） その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の許可に、良好な環境の保全又は災害の防止等のため必要な条件を付することができる。

（変更の許可等）

**第14条** 前条第1項の許可を受けた事業者が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による変更の許可の申請をした事業者は、第8条から第11条までに規定する手続を再度実施しなければならない。ただし、第9条及び第10条の規定は、当該事業計画の変更が事業区域及びその周辺の地域の環境の保全等に及ぼす影響を勘案して、町長が認める場合はこの限りでない。

（設置工事の着手等の届出）

**第15条** 事業者は、設置工事の着手、中断、再開又は完了をしたときは、規則で定めるところにより、その都度速やかに町長に届け出なければならない。

（設置工事完了の検査）

**第16条** 事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、町長の検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の通知を受けた後でなければ、事業を開始してはならない。

(監督処分)

**第17条** 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第13条第1項に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき。

(2) 第14条第1項本文の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けな  
いで変更したとき。

2 町長は、第13条第1項若しくは第14条第1項本文の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない設置事業について、事業者（設置工事の下請人を含む。）又は現場管理者に対して、当該設置工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、環境の保全等のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業区域の適正管理)

**第18条** 事業者は、事業を実施している間、環境の保全等が図られるよう事業区域を適正に管理しなければならない。

2 事業者は、設置事業を完了したときは、設置した太陽光発電設備の管理に関する内容（変更内容を含む。）を事業が完了するまでの間、事業区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

3 事業者は、規則で定めるところにより、適正に管理するための計画を作成し、町長に提出しなければならない。

4 事業者は、規則で定めるところにより、適正な管理結果を町長に報告しなければならない。

(緊急時の措置等)

**第19条** 事業者は、設置事業及び太陽光発電設備を用いる事業により地域住民等及び第三者へ被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、県、町、地域住民等及び第三者へ速やかにその旨を連絡するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための適切な措置を直ちに講じなければならない。

2 事業者は、設置事業及び太陽光発電設備を用いる事業により苦情又は紛争が生じたときは、必要な措置を講ずるとともに適切かつ誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(事業完了の届出)

**第20条** 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、規則で定めるところにより、

速やかに町長に届け出なければならない。

(事業完了後の適正処理)

**第21条** 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、太陽光発電設備その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、かつ、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(報告の要請及び立入調査)

**第22条** 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、町の職員若しくは町長が必要と認める者（以下「職員等」という。）に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

**第23条** 町長は、この条例の適切な運用を図るため、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告をすることができる。

2 前項に規定する指導、助言又は勧告を受けた事業者は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置について、規則で定めるところにより町長に報告しなければならない。

(公表)

**第24条** 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 前条第1項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。

(2) 第17条第2項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由がなく、その命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 町長は、第1項の規定により公表した内容につき、国又は地方公共団体へ報告することができる。

(審議会)

**第25条** この条例の目的を推進するため、審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第26条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(罰則)

**第27条** 町長は、正当な理由がなく第24条第1項の規定に該当する事業者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第5項、第7条から第17条まで、第18条第2項から第4項まで、第23条、第24条及び第27条の規定は、この条例の施行の前日に着手した設置事業（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

3 第3条括弧書の規定の適用については、既存施設の面積も合算する。

4 既存施設の事業者は、規則で定めるところにより令和5年9月30日までに既存施設について町長に届け出なければならない。ただし、事業区域の面積が、1ヘクタール以上とする。